

## 空港技術懇話会 設置規約

### （設置の目的）

第1条 空港を取り巻く環境が大きく変化する中、利便性の向上、安全・安心の確保など空港に寄せられる多様なニーズに的確に対応するため、空港技術に関係する産学官が連携して、新たな空港技術の活用・開発等を進めることにより、質の高い空港整備・運営を実現することを目的として、「空港技術懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置する。

### （懇話会の構成）

第2条 懇話会は、会議の長（以下「委員長」という。）及び別紙に掲げる委員で構成する。ただし、第3条第1項に規定する委員長は、必要があると認めるときは、委員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

### （委員長の任命等）

第3条 懇話会に委員長を1名置く。  
2 委員長は、事務局から推薦し、委員の承認によってこれを定める。  
3 委員長は、懇話会を統括する。  
4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

### （議事の公開）

第4条 懇話会は冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。  
2 懇話会の資料は特段の理由がある場合を除き、公開とする。  
3 懇話会の議事要旨は、事務局が委員長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

### （事務局）

第5条 懇話会の事務局は、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課に置く。

### （守秘義務）

第6条 委員及びオブザーバーは、懇話会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### （雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項については、懇話会で定めるものとする。

### 附 則

- 1 この規約は、令和5年1月12日から施行する。
- 2 この規約は、令和5年5月9日から適用する。